

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(平成28年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況										委員の公募制導入状況等	
			開催状況	定数※4 <人>	委嘱されている委員数 <人>	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員 ※7<人>	5審議会以上兼職する委員数 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員 ※7<人>	市職員の委員数 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員 ※7<人>	女性登用率※9 <%>	公募制導入の有無	詳細 (公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数)
			27年度の開催回数※3 <回>											
防災危機管理局	防災会議	法律	1	70	64	3	3	6	6	2	0	15.8	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	国民保護協議会	法律	1	35	23	0	0	2	—	1	—	34.8	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	防災危機管理局指定管理者選定委員会	条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
総務局	特別職報酬等審議会	条例	2	10	10	0	0	0	0	0	0	30.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	行政不服審査会	法律	—	6	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査を行う。
	職員倫理審査会	条例	4	6	6	1	—	1	—	0	0	33.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	職員傷病審議会	条例	22	9	9	0	0	0	0	0	0	11.1	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	公務災害補償等審査会	条例	0	3	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査を行う。
	公立大学法人評価委員会	法律	7	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	男女平等参画部会	条例	2	3	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
	男女平等参画審議会	条例	10	20	15	0	0	1	—	0	0	53.3	導入	3人
	総務局指定管理者選定委員会	条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	入札監視等委員会	条例	5	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	苦情処理を目的としており、かつ高度な見識を必要とする。
市民経済局	空家等対策審議会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な見識を必要とする。
	町名、町界審議会	条例	1	15	10	0	0	2	0	0	0	28.6	未導入	高度な識見を必要とする。
	指定特定非営利活動法人審査会	条例	2	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	大規模小売店舗立地審議会	条例	4	12	11	0	0	0	0	0	0	45.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	消費生活審議会	条例	5	20	20	1	1	1	0	1	0	31.6	導入	2人
	中央卸売市場運営協議会	条例	1	15	12	0	0	1	0	0	0	45.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	市場取引委員会	条例	1	25	23	3	0	1	0	0	0	36.4	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	情報公開審査会	条例	12	7	5	0	0	1	—	0	0	60.0	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査を行う。
	個人情報保護審議会	条例	15	7	7	0	0	1	—	0	0	42.9	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査を行う。
	交通安全対策会議	条例	1	40	8	0	0	0	0	3	—	0.0	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な見識を必要とする。
	市民経済局指定管理者選定委員会	条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	観光文化交流局	伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例	2	15	9	0	0	0	0	0	0	33.3	未導入
観光文化交流局指定管理者選定委員会		条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
環境局	環境審議会	条例	2	25	23	0	0	3	0	0	0	20.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	千種区地域環境審議会	条例	2	20	17	1	—	0	0	0	0	41.2	導入	応募なし
	東区地域環境審議会	条例	2	17	15	3	—	0	0	0	0	46.7	導入	応募なし
	北区地域環境審議会	条例	3	21	17	3	—	1	—	0	0	47.1	導入	応募なし
	西区地域環境審議会	条例	2	20	20	3	—	0	0	0	0	55.0	導入	1人
	中村区地域環境審議会	条例	2	20	17	2	—	0	0	0	0	29.4	導入	委嘱者なし
	中区地域環境審議会	条例	2	17	15	1	—	0	0	0	0	60.0	導入	応募なし
	昭和区地域環境審議会	条例	2	19	14	0	0	0	0	0	0	50.0	導入	応募なし
	瑞穂区地域環境審議会	条例	2	19	17	3	—	0	0	0	0	41.2	導入	1人
	熱田区地域環境審議会	条例	2	17	15	0	0	0	0	0	0	60.0	導入	応募なし

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況										委員の公募制導入状況等	
			開催状況	定数※4 <人>	委嘱されている 委員数 <人>	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 <人>	うち、指針に定 める選任基準※6 に抵触する委員 ※7<人>	5審議会以上 兼職する委員数 <人>	うち、指針に定 める選任基準※6 に抵触する委員 ※7<人>	市職員の委員数 <人>	うち、指針に定 める選任基準※8 に抵触する委員 ※7<人>	女性登用率※9 <%>	公募制導入の有 無	詳細 (「公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数」)
			27年度の 開催回数※3 <回>											
環境局	中川区地域環境審議会	条例	3	22	21	3	—	0	0	0	0	33.3	導入	委嘱者なし
	港区地域環境審議会	条例	3	20	16	0	0	0	0	0	0	37.5	導入	応募なし
	南区地域環境審議会	条例	2	20	17	0	0	0	0	0	0	41.2	導入	応募なし
	守山区地域環境審議会	条例	2	21	19	2	—	0	0	1	—	31.6	導入	応募なし
	緑区地域環境審議会	条例	3	22	21	4	—	0	0	0	0	38.1	導入	1人
	名東区地域環境審議会	条例	2	20	19	2	—	0	0	0	0	47.4	導入	応募なし
	天白区地域環境審議会	条例	2	20	19	4	—	0	0	0	0	31.6	導入	1人
	環境影響評価審査会	条例	5	20	20	5	—	1	—	0	0	45.0	未導入	高度な識見を必要とする。
公害健康被害認定審査会	法律	24	15	14	1	—	0	0	0	0	14.3	未導入	法令等により委員の資格が制限され、かつ不服申立等に対する調査・審査及び市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。	
健康福祉局	社会福祉審議会	法律	10	50	32	5	—	6	1	0	0	31.0	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	高齢者施策推進協議会	条例	2	25	24	0	0	3	0	0	0	33.3	導入	5人
	民生委員推薦会	法律	3	14	12	0	0	1	0	1	1	60.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会	条例	5	19	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	介護認定審査会	法律	2551	636	318	115	—	0	0	0	0	36.1 ^{※10}	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	福祉有償運送運営協議会	条例	2	19	16	0	0	1	—	0	0	25.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害者施策推進協議会	法律	8	20	20	2	0	3	0	0	0	25.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	精神保健福祉審議会	条例	0	20	20	3	—	2	0	0	0	35.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	精神医療審査会	法律	33	20	20	1	0	0	0	0	0	30.0	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	障害者スポーツセンター運営協議会	条例	2	25	22	0	0	1	1	1	0	22.7	未導入	高度な識見を必要とする。
	透析療法審査委員会	条例	12	6	6	0	0	0	0	0	0	0.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害支援区分認定等審査会	法律	310	290	80	0	0	1	—	0	0	28.5 ^{※10}	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	国民健康保険運営協議会	法律	2	21	21	0	0	3	0	0	0	52.6	未導入	高度な識見を必要とする。
	千種保健所運営協議会	条例	1	30	21	0	0	0	0	2	2	35.0	導入	応募なし
	東保健所運営協議会	条例	1	30	23	3	—	0	0	2	2	47.8	導入	応募なし
	北保健所運営協議会	条例	1	30	24	1	—	1	—	3	1	41.7	導入	応募なし
	西保健所運営協議会	条例	1	30	19	1	—	0	0	3	3	38.9	導入	応募なし
	中村保健所運営協議会	条例	1	30	22	2	—	0	0	3	—	36.4	導入	応募なし
	中保健所運営協議会	条例	1	30	18	2	—	0	0	2	2	38.9	導入	応募なし
	昭和保健所運営協議会	条例	1	30	22	4	—	0	0	2	2	36.4	導入	応募なし
	瑞穂保健所運営協議会	条例	1	30	19	3	—	0	0	2	2	36.8	導入	応募なし
	熱田保健所運営協議会	条例	1	30	18	2	—	0	0	1	1	27.8	導入	応募なし
	中川保健所運営協議会	条例	1	30	22	2	—	0	0	2	—	45.5	導入	応募なし
	港保健所運営協議会	条例	1	30	20	1	—	1	—	1	1	40.0	導入	応募なし
	南保健所運営協議会	条例	1	30	20	1	—	0	0	1	1	40.0	導入	応募なし
	守山保健所運営協議会	条例	1	30	22	4	—	0	0	1	1	36.4	導入	応募なし
緑保健所運営協議会	条例	1	30	26	2	—	0	0	3	1	34.6	導入	応募なし	

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況 27年度の 開催回数※3 〈回〉	委員の選任状況									委員の公募制導入状況等	
				定数※4 〈人〉	委嘱されている 委員数 〈人〉	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 〈人〉	うち、指針に定 める選任基準※6 に抵触する委員 ※7〈人〉	5審議会以上 兼職する委員数 〈人〉	うち、指針に定 める選任基準※6 に抵触する委員 ※7〈人〉	市職員の委員数 〈人〉	うち、指針に定 める選任基準※8 に抵触する委員 ※7〈人〉	女性登用率※9 〈%〉	公募制導入の有 無	詳細 〔公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数〕
健康福祉局	名東保健所運営協議会	条例	1	30	19	1	—	0	0	1	1	31.6	導入	応募なし
	天白保健所運営協議会	条例	1	30	19	2	—	0	0	1	1	26.3	導入	応募なし
	感染症予防協議会	条例	2	30	21	0	0	0	0	0	0	23.8	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	感染症診査協議会	法律	99	35	30	0	0	0	0	1	—	23.3	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	予防接種健康被害調査委員会	条例	1	8	8	0	0	1	0	0	0	12.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	衛生研究所等疫学倫理審査委員会	条例	0	5	5	0	0	0	0	1	—	20.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	食の安全・安心推進会議	条例	2	20	0	0	0	0	0	0	0	—	導入	現在は委員なし
	健康福祉局指定管理者選定委員会	条例	—	40	11	0	0	1	0	0	0	45.5	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局	なごや子ども・子育て支援協議会	条例	2	35	35	0	0	0	0	2	0	45.7	未導入	平成28年9月1日より導入予定
	子育て支援企業認定審査会	条例	6	8	8	0	0	0	0	0	0	37.5	導入	2人
	障害児早期療育指導委員会	条例	2	20	16	0	0	1	—	4	2	43.8	未導入	高度な識見を必要とする。
	発達障害者支援体制整備検討委員会	条例	2	20	17	0	0	0	0	6	2	52.9	未導入	高度な識見を必要とする。
	中央療育センター等倫理審査委員会	条例	0	6	5	0	0	0	0	3	—	60.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	児童虐待事例検証委員会	条例	0	10	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害児保育指導委員会	条例	4	15	12	0	0	0	0	5	—	58.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	子ども青少年局指定管理者選定委員会	条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
住宅都市局	都市計画審議会	条例	3	20	19	0	0	2	—	0	0	38.5	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	広告・景観審議会	条例	3	20	15	0	0	3	1	0	0	42.9	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
	交通問題調査会	条例	0	30	0	0	0	0	0	0	0	—	導入	現在は委員なし
	建築紛争調停委員会	条例	6	10	10	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。
	建築審査会	法律	6	7	7	0	0	1	0	0	0	50.0	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	開発審査会	法律	3	7	7	0	0	2	0	0	0	50.0	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	土地利用審査会	法律	0	7	7	0	0	0	0	0	0	57.1	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	筒井土地区画整理審議会	法律	0	10	8	4	—	1	0	0	0	0.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	葵土地区画整理審議会	法律	2	10	10	4	—	1	0	0	0	0.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大曽根北土地区画整理審議会	法律	1	10	10	5	2	1	0	0	0	100.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大高駅前土地区画整理審議会	法律	1	10	10	4	—	1	0	0	0	0.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	ささしまライブ24土地区画整理審議会	法律	0	10	10	5	0	1	0	0	0	100.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	鳴海駅前市街地再開発審査会	法律	0	13	13	0	0	0	0	0	0	30.0	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	住宅都市局指定管理者選定委員会	条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	平成28年度導入予定
緑政土木局	放置自動車廃物判定委員会	条例	1	10	8	0	0	1	0	0	0	50.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	自転車等駐車対策協議会	条例	0	25	23	0	0	1	0	1	0	28.6	未導入	高度な識見を必要とする。
	緑の審議会	条例	5	20	15	0	0	0	0	0	0	40.0	導入	1人

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況										委員の公募制導入状況等	
			27年度の開催回数※3 <回>	定数※4 <人>	委嘱されている委員数 <人>	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員 ※7<人>	5審議会以上兼職する委員数 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員 ※7<人>	市職員の委員数 <人>	うち、指針に定める選任基準※8に抵触する委員 ※7<人>	女性登用率※9 <%>	公募制導入の有無	詳細 { 公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、定数のうち公募委員の数 }
緑政土木局	緑政土木局指定管理者選定委員会	条例	—	40	5	0	0	1	—	0	0	0.0	未導入	高度な識見を必要とする。
上下水道局	下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会	条例	3	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	高度な見識を必要とする。
病院局	病院局指定管理者選定委員会	条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	いじめ対策検討会議	条例	8	10	9	0	0	0	0	0	0	44.4	未導入	高度な識見を必要とする。
	社会教育委員	条例	5	10	10	1	0	1	0	1	0	40.0	導入	1人
	スポーツ推進審議会	条例	2	15	13	0	0	0	0	0	0	50.0	導入	1人
	文化財調査委員会	条例	2	20	17	6	0	0	0	0	0	47.1	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	図書館協議会	条例	5	10	10	0	0	0	0	1	0	50.0	導入	1人
	博物館協議会	条例	2	20	14	1	0	0	0	1	0	50.0	導入	1人
	美術館協議会	条例	2	15	14	0	0	0	0	2	—	50.0	導入	1人
	科学館協議会	条例	2	15	13	0	0	0	0	1	0	53.8	導入	1人
	教育委員会事務局指定管理者選定委員会	条例	—	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。

※1 実質的に休止している、有松区画整理審議会、有松駅前市街地再開発審査会、小幡駅前市街地再開発審査会（住宅都市局所管）及び産業教育審議会（教育委員会所管）は除く。

※2 審議会の設置根拠となる法令の区分

※3 平成28年4月1日に設置された審議会については「—」と記載

※4 法律又は条例等に規定されている委員の定数又は上限数

※5 指針の施行日（平成27年4月1日）前に委員選任協議を行う必要があった場合は、委員選任時に指針が適用されないため、平成28年4月1日時点において10年を超えて委嘱されている委員数を記載

※6 法令等により委員の資格が制限されている場合等に該当し、他の者に代え難い特別の事情がある場合（名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第5条第2項）

※7 指針の施行日（平成27年4月1日）前に委員選任協議を行う必要があった場合は、委員選任時に指針が適用されないため「—」と表記する。

※8 市職員が当該審議会の不可欠の構成要素である場合。（指針第5条第4項）

※9 委嘱されている委員が0人である場合は「—」と記載

名古屋市会議員を除いて算出

※10 ①予備委員を含む登用率
②法律に基づき、公選によって選任される委員を除く。（例：土地区画整理法に基づき設置される審議会）

※11 法令等により委員の資格が制限されている場合等には、基準の適用をしないもの（指針第5条第5項）